（別記十二）

覚書

一、懲戒解雇せられたる七名の工人に對しては新に株式会社芝浦製作所（以下單に甲と称す）所定の退職手當金額及解雇手當（操業短縮日數十四日分）に相當する金額を給與す。

二、業務上の都合に依り解雇せられたる六十三名の工人に對しては甲所定の退職給與金額及解雇手當（操業短縮日數十四日分）を給與す。

三、右七十名の解雇者に對しては特別手當として金五万円を分配給與す

四、昭和六年二月二十八日現在甲の雇傭工人に對しては個人給與以外に於て相當する金額を家族見舞金として給與す。但し罷業期間中病氣其の他の理由に依り手當の状態にありたる者に對しては之を給與せず

五、右双方交渉に依り解決の上は解雇者及争議参加者は争議中の出勤者に對し苦情を言ひ又は其の他之に類する行為をなし又は甲に對し直接又は間接に聊かも迷惑を及ぼす如き行為をなさざること

六、争議参加者は昭和六年三月二日迄に悉く就業し甲工人に適用する諸規則を遵守すべきは勿論職責に一層精勵すべきこと

右覚書の各條項は双方誠意を以て遵守することを約する為め茲に全文を認めたる文書二通を作製し双方の代表者之に記名捺印の上各自一通を所持するものとす

以上

昭和六年二月二十八日

株式会社芝浦製作所 （印）

罷業工人及解雇工人代表者

保利増巳 （印）

石沢秀元 （印）

呉懐武次 （印）

平野量 （印）

吉田潔 （印）

石井昇 （印）